第二条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第一項の表第二項の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第三項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表第四項前段の項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第五項の項及び第六項及び第七項の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第二項の表第二項の項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第三項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表第四項前段の項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第三条第一号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

教育・保育給付認定子ども（法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下この項において同じ。）のうち、次に掲げるもの（次条第一項、第十二条第一項及び第二十三条第一号において「満三歳以上教育・保育給付認定子ども」という。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、零とする。

一　教育認定子ども（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。附則第十三条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一号において同じ。）

二　満三歳以上保育認定子ども（法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいい、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項及び第十一条第二項において「特定満三歳以上保育認定子ども」という。）を除く。第十一条第一項において同じ。）

第四条第二項中「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）のうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの以外のものに係る支給認定保護者」を「満三歳未満保育認定子ども（法第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいい、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者の」を「教育・保育給付認定保護者の」に改め、「又は特定教育・保育」の下に「（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「十万千円」を「十万四千円」に、「九万九千四百円」を「十万二千四百円」に改め、同項第二号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「地方税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を、「よる市町村民税」の下に「（同法の規定による特別区民税を含む。第八号及び第十五条の三第二項において同じ。）」を加え、「所得割の額」を「所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）」に改め、「この項」の下に「及び第十四条」を加え、「七万七千円」を「八万円」に、「七万五千八百円」を「七万八千八百円」に改め、同項第三号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「五万八千円」を「六万千円」に、「五万七千百円」を「六万百円」に改め、同項第四号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「四万千五百円」を「四万四千五百円」に、「四万九百円」を「四万三千九百円」に改め、同項第五号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「二万七千円」を「三万円」に、「二万六千六百円」を「二万九千六百円」に改め、同項第七号を削り、同項第六号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「及び第八号」を削り、「一万六千五百円」を「一万九千五百円」に、「一万六千三百円」を「一万九千三百円」。ただし、特定教育・保育給付認定保護者にあっては、九千円とする。」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における特定教育・保育給付認定保護者（その者又はその者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者その他内閣府令で定める者をいう。）に該当する場合における教育・保育給付認定保護者をいう。次号及び第十四条において同じ。）（同号及び第八号に掲げる者を除く。）　九千円

第四条第二項第八号を次のように改める。

八　次に掲げる教育・保育給付認定保護者　零

イ　教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税に係る市町村民税世帯非課税者（法第三十条の四第三号に規定する市町村民税世帯非課税者をいい、第十五条の三第二項第二号に掲げる者を除く。）である場合における当該教育・保育給付認定保護者

ロ　特定教育・保育のあった月において第十五条の三第二項第二号に掲げる者である教育・保育給付認定保護者

第四条第三項及び第四項を削る。

第五条から第七条までを次のように改める。

（法第二十八条第二項第一号の政令で定める額）

第五条　満三歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、零とする。

2　前条第二項の規定は、満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額について準用する。

（法第二十八条第二項第二号及び第三号の政令で定める額）

第六条　法第二十八条第二項第二号及び第三号の政令で定める額は、零とする。

第七条　削除

第八条の表第二項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表第五項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第九条から第十四条までを次のように改める。

（法第二十九条第三項第二号及び第三十条第二項第一号の政令で定める額）

第九条　第四条第二項の規定は、法第二十九条第三項第二号及び第三十条第二項第一号の政令で定める額について準用する。この場合において、第四条第二項中「特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育（法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育」と、同項第二号、第六号及び第八号中「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と読み替えるものとする。

（法第三十条第二項第二号の政令で定める額）

第十条　法第三十条第二項第二号の政令で定める額は、零とする。

（法第三十条第二項第三号の政令で定める額）

第十一条　満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第三十条第二項第三号の政令で定める額は、零とする。

2　第四条第二項の規定は、特定満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第三十条第二項第三号の政令で定める額について準用する。この場合において、第四条第二項中「特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育」とあるのは「特定利用地域型保育（法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育」と、同項第二号、第六号及び第八号中「特定教育・保育の」とあるのは「特定利用地域型保育の」と読み替えるものとする。